平成２２年（フ）第５７６号
新潟市西蒲区角田浜1174番地
破産者　小川　忠右
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４６号
新潟県新潟市南区上下諏訪木1233番地２、開始決定時の住所新潟市南区能登738番地10
破産者　熊倉ミツ子
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１７号
新潟市中央区本馬越２丁目20番７号　フレグランス・ハーモニーＥ102号、前住所新潟市南区大通黄金６丁目５番地８　ハイツ黄金Ｃ棟５号
破産者　山崎　祐樹
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
新潟県長岡市中之島西野376番地
破産者　諸橋　益代
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
新潟県長岡市中沢３丁目527番地４
破産者　高野　敏昭
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
山梨県甲府市富竹１丁目７番４号
破産者　天野　節夫
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９１号
山梨県笛吹市春日居町鎮目1651番地５　サンライフ春日居610号
破産者　上島　崇幸
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９５号
山梨県韮崎市穂坂町宮久保5122番地２
破産者　野尻　憲幸
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
山梨県甲斐市竜王3229番地１　コーポ斉藤202
破産者　清水　明美
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
静岡県沼津市原379番地　アドリームたかしま108、開始決定時の住所静岡県沼津市松長780番地の２　ストークハイツ志茂204
破産者　岩瀬　一雄
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
静岡県伊豆の国市長岡904番地の１
破産者　片岡　幸二
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３５９号
静岡県沼津市東原210番地の１ベルメゾンあしたか103号、住民票上の住所静岡県沼津市東原210番地の１
破産者　山﨑　　明
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
静岡県沼津市東沢田669番地の１
破産者　平泉　誠正
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
愛知県豊川市住吉町２丁目92番地　シティハイツ住吉Ｂ棟102号、前住所愛知県岡崎市蓑川新町３丁目８番地９
破産者　宮川　留頼
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字畔杭瀬20番地１　Ｃ－１
破産者　白坂　義光
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
愛知県刈谷市小垣江町水附52番地１、前住所東京都江戸川区西一之江４丁目１番18号
破産者　菅野　　大
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
名古屋市瑞穂区船原町１丁目５番地の１　ひかりマンション311号、開始決定時の住所愛知県刈谷市井ケ谷町青木81　グレース井ケ谷403号
破産者　田原　陽介
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
愛知県岡崎市中島町字カラムシ１番地１　ネオシティ岡崎南607
破産者　磯貝　忠志
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
愛知県半田市南大矢知町４丁目205番地２　メゾンドラパン1205号、住民票上の住所愛知県半田市亀崎常盤町４丁目49番地の８、破産開始決定時の住所愛知県豊田市明和町３丁目10番地６　αＮＥＸＴ明和104号
破産者　漸井　大洋
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係